



長野県報

3月31日(月)
令和7年
(2025年)
号外

目次

規則

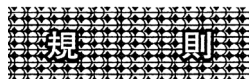
長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課)	2
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	7
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則 及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則 の一部を改正する規則(人事課)	12
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	13
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課)	14
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	14

告示

長野県選挙管理委員会規程の一部改正(選挙管理委員会)	16
長野県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部改正(監査委員事務局)	16

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	17
職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正(人事課)	17
職に関する任免の一部改正(人事課)	17
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課)	17
兼務に関する規程の一部改正(人事課)	20
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課)	22
職員安全衛生管理規程の一部改正(職員課)	23
長野県公文書管理規程の一部改正(情報公開・法務課)	23



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第37号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の6」を「第27条の7」に、「病虫害防除所（第174条・第175条）」を「削除」に改める。

第3条第3号中「職員課」を「職員総務課」に改め、「総務事務課」を削り、同条第5号中「保健・疾病対策課 感染症対策課」を「疾病・感染症対策課」に改め、同条第6号中「環境政策課」を「環境政策課 ゼロカーボン推進課」に改める。

第4条中「DX推進課、」及び「、感染症対策課」を削る。

第4条の6第1項第3号を削る。

第5条の2中第17号を第18号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務プロセスの改革に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第6条の見出しを「(職員総務課)」に改め、同条中「職員課」を「職員総務課」に改め、同条中第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

(5) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(6) 職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。

(7) 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定に関すること。

(8) 給与及び児童手当の支払事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 旅費の支払事務に関すること。

第11条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定歴史公文書及び歴史的訴訟書類に関すること。

第12条から第14条までを次のように改める。

第12条から第14条まで 削除

第14条の3第5号中「こと」を「こと（他の所管に属するものを除く。）」に改める。

第14条の4第1項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同項第13号中「消費者被害救済委員会、」を削り、同号を同項第11号とし、同項第14号を同項第12号とする。

第16条の2の見出しを「(疾病・感染症対策課)」に改め、同条中「保健・疾病対策課」を「疾病・感染症対策課」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 感染症に関すること。

第16条の3を削り、第16条の4を第16条の3とする。

第27条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項を削る。

第2章第1節第1款第4目中第27条の6を第27条の7とし、第27条の3から第27条の5までを1条ずつ繰り下げ、第27条の2の次に次の1条を加える。

(ゼロカーボン推進課)

第27条の3 ゼロカーボン推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 気候変動対策に係る企画、調整及び推進に関すること。

(2) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関すること。

第30条の5第1号中「スポーツ」の次に「第82回国民スポーツ大会（附則第7条において「国民スポーツ大会」という。）の」を加える。

第32条第10号中「、病虫害防除所」を削る。

第56条第1項第2号中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改め、同項中第39号を削り、第40号を第39号とし、第41号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

第56条の4第7項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第57条中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県消費生活センターは、消費者被害救済委員会の庶務を行う。

第58条を次のように改める。

(位置)

第58条 長野県消費生活センターの位置は、長野県消費生活条例に規定するところにより、松本市である。

第2章第2節第3款第48目を次のように改める。

第48目 削除

第174条から第179条まで 削除

第180条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第32条第4項に規定する事務に関すること。

第182条第1項中「企画経営部、知的財産管理部」を「研究企画・知的財産部、病虫害防除部」に改め、同条第3項中「企画経営部」を「研究企画・知的財産部」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 農業に関する知的財産の管理及び活用に関すること。

第182条第4項を次のように改める。

4 病虫害防除部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 植物の検疫に関すること。

(2) 防除についての企画に関すること。

(3) 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。

(4) 侵入調査事業に関すること。

(5) 発生子察事業に関すること。

(6) 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

(7) その他防除に関し必要なこと。

第199条第3項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 獣医事に関すること。

附則第5条第2項中「次の各号に掲げる」を「中央新幹線鉄道に関する施策の企画、調整及び推進に関する」に改め、同項各号を削る。

附則第6条第4項及び第5項を削る。

附則第7条を次のように改める。

（国スポ・全障スポ大会局）

第7条 観光スポーツ部に、当分の間、国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下この条において「全国障害者スポーツ大会」という。）の開催に関する事務をつかさどらせるため、第3条に規定する課のほか、国スポ・全障スポ大会局を置く。

2 国スポ・全障スポ大会局に、その事務を分掌させるため、総務企画課、競技運営課、施設調整課及び競技力向上対策課を置く。

3 総務企画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の企画及び調整に関すること。

(2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関すること。

(3) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。

(4) 局内の他課の所管に属さないこと。

4 競技運営課は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関する事務をつかさどる。

5 施設調整課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の施設に関すること。

(2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生、輸送及び交通並びに警備及び消防に関すること。

6 競技力向上対策課は、国民スポーツ大会の競技力向上に関する事務をつかさどる。

7 第3項及び第4項に規定する課に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

別表第4を次のように改める。

（別表第4） 削除

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項中「第9条」を「第8条」に改め、同1の長野県指定難病審査会の項及び長野県小児慢

性特定疾病審査会の項中「保健・疾病対策課」を「疾病・感染症対策課」に改め、同表の2の長野県

公務災害補償等認定委員会の項及び長野県公務災害補償等審査会の項中「職員課」を

「職員総務課」に改め、同2の長野県消費者被害救済委員会の項及び長野県消費生活審議会の項を次のように

改める。

長野県消費生活審議会	長野県消費生活条例第44条の規定による消費者施策に関する重要事項の調査審議並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての意見の陳述に関すること。	くらし安全・消費生活課
長野県消費者被害救済委員会	長野県消費生活条例第23条の規定による消費者の商品等により受ける被害の発生又は消費者の利益の侵害に関する紛争についてのあつせん及び調停に関すること。	長野県消費生活センター

別表第32の2の長野県地方精神保健福祉審議会の項及び長野県がん登録事業推進委員会の項中

「保健・疾病対策課」を「疾病・感染症対策課」に改める。

別表第33の営業局の項の次に次のように加える。

国スポ・全障スポ大会局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------------	----	------------------

別表第33の総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	政策連携担当課長	第4条の5第1項第4号から第7号までにに関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督
	総合調整幹	重要施策の総合調整に関する事務の総括掌理

別表第33の人事課の項中「第5条の2第9号から第14号」を「第5条の2第10号から第15号」に改め、同表の職員課の項中

「職員課」を「職員総務課」に、

医師	医療業務	を
薬剤師	調剤業務	
歯科衛生士	歯科衛生業務	
保健師	保健指導業務	
看護師	看護業務	

総務事務審査幹	第6条第5号から第9号までにに関する事務の総括掌理	に改め、同表の税務課の項中
歯科衛生士	歯科衛生業務	
保健師	保健指導業務	

税務課	徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務	を
分室	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督	

税務課	徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する専門的事務	に
	主任課税専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な課税業務に関する専門的事務並びに知識及び技術の指導	
	分室	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督	

改め、同表の文化振興課の項中「文化財専門幹」文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理を

文化財・県史編さん担当課長	第14条の3第2号に関する事務、同条第4号に関する事務（文化財保護審議会に関することに限る。）及び同条第5号に関する事務（県立歴史館に関することに限る。）の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督	に改め、同表の保健・疾病対策課の
文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理	

項中「保健・疾病対策課」を「疾病・感染症対策課」に、

医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務	を
感染症対策担当課長	第16条の2第6号に関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督	
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務	に改め、同表の感染症対策課の項を

削り、同表の資源循環推進課の項中

「	廃棄物指導幹	副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理	を
」			
「	廃棄物対策主幹	廃棄物対策に関する専門的事務の掌理	
	廃棄物指導幹	副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理	に、
」			
「	副主任廃棄物指導員	廃棄物処理の指導に関する専門的事務	
	廃棄物監視幹	廃棄物監視員としての職務及び廃棄物監視員の事務の総括掌理	を
」			
「	副主任廃棄物指導員	廃棄物処理の指導に関する専門的事務	に改め、同表の国スポ・全障スポが準

備課の項中 「国スポ・全障スポ準備課」 を 「総務企画課」 に改め、同項の次に次のように加える。

競技運営課	スポーツ指導主事	スポーツに関する専門的指導
競技力向上対策課	スポーツ指導主事	スポーツに関する専門的指導

別表第36の現地機関の項中

作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務	を
化学物質管理者	職員安全衛生管理規程第9条の2に規定する職務	に改め、同表の地域振興局の項中
保護具着用管理責任者	職員安全衛生管理規程第9条の3に規定する職務	
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務	
技術専門員	市町村等の農業土木工事の技術に関する専門的事務	を
主任技術専門員	技術専門員としての職務及び技術専門員の事務の掌理	に改め、同表の農業農村支援セン
技術専門員	市町村等の農業土木工事の技術に関する専門的事務	

ターの項中	農薬検査員	農薬取締法第29条第1項及び第3項に規定する職務 獣医師検査員	を
	獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務	

農薬検査員	農薬取締法第29条第1項及び第3項に規定する職務
-------	--------------------------

に、

獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務
養蜂振興検査員	養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項に規定する職務

を

養蜂振興検査員	養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項に規定する職務
---------	----------------------------------

に改め、同表の消費生活センター

の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
主任消費生活相談員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な消費生活相談業務
主任市町村消費者行政推進支援員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な市町村における消費生活相談への支援業務

に改め、同表の県税事務所の項中

徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
-------	-------------------------

を

徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する専門的事務
主任課税専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な課税業務に関する専門的事務並びに知識及び技術の指導

に改め、同表の保健福祉事務所の項

及び保健所の項中

医師	医療業務
----	------

を

医師	医療業務
主任公衆衛生専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務
公衆衛生専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務

に、

保健師	保健指導業務
-----	--------

を

主任保健専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導業務
保健専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導業務
保健師	保健指導業務

に改め、同表の福祉大学校の項中

准教授	教授の職務の補助
児童指導員	実践演習の連絡調整

を

准教授	教授の職務の補助
-----	----------

に改め、同表の労政事務所の項を次

のように改める。

労政事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	----	------------------

別表第36の病虫害防除所の項を削り、同表の農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場の項中

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
------	-------------------------

を

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
農薬検査員（農業試験場に 限る。）	農薬取締法第29条第1項及び第3項に規定する職務

に改め、同表の家畜保健衛生所の項

を次のように改める。

家畜保健衛生所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	獣医師	家畜衛生業務
	家畜防疫員	家畜伝染病予防法に規定する家畜防疫員の職務
	薬事監視員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項から第4項まで及び第6項、第70条第3項、第76条の7第2項並びに第76条の8第1項に規定する職務
	獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務
	獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務

別表第39の長野県北信消費生活センター所長の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（農林業普及指導手当に関する規則の一部改正）
- 2 農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「病虫害防除所」を「農業試験場病虫害防除部」に改める。
（財務規則の一部改正）
- 3 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「営業局」の次に「、国スポ・全障スポ大会局」を加える。
別表第1の5中「北信消費生活センター 中信消費生活センター 南信消費生活センター 東信消費生活センター」を「消費生活センター」に改める。

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第38号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は」を「、国スポ・全障スポ大会局長又は」に改め、同条第2項中「及び」を「（その事務についてリニア整備推進局長があらかじめ指定した次長に限る。）及び」に、「第5項」を「第7項」に改め、同条第3項中「担当課長（」の次に「政策連携担当課長、」を、「多文化共生担当課長」の次に「、文化財・県史編さん担当課長、感染症対策担当課長」を加え、同条第6項中「別表第7」を「別表第8」に、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第6」を「別表第7」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 職員総務課総務事務審査幹が専決する事項は、別表第6に掲げるとおりとする。
第7条第1項中「別表第8」を「別表第9」に改める。
第8条中「別表第9」を「別表第10」に改める。
第9条中第23項を第25項とし、第22項を第24項とし、第21項を第23項とし、同条第20項中「別表第10」を「別表第11」に改め、同

項を同条第22項とし、同条第15項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、同条第14項中「、リニア整備推進局の次長が」を「事務を主管するリニア整備推進局の次長が、これらの者がともに不在のときはリニア整備推進局の他の次長が」に改め、同項を同条第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 国スポ・全障スポ大会局長が不在のときは、事務を主管する課長がその事務を代決する。

第9条中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第9項中「リニア整備推進局の次長が」を「事務を主管するリニア整備推進局の次長が、建設部長、リニア整備推進局長及び事務を主管するリニア整備推進局の次長がともに不在のときはリニア整備推進局の他の次長が」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第4項の規定にかかわらず、国スポ・全障スポ大会局がつかさどる事務にあつては、観光スポーツ部長が不在のときは国スポ・全障スポ大会局長が、観光スポーツ部長及び国スポ・全障スポ大会局長がともに不在のときは事務を主管する課長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ観光スポーツ部長が指定した順序により課長がその事務を代決する。

附則第5項第1号を次のように改める。

(1) 旧長野県南信消費生活センターにおける警備業務及び消防用設備点検業務

附則第6項中「同(61)」を「同(60)」に改める。

附則第7項中「(㍑)、(㍒)及び(㍓)」を「(㍑)、(㍒)及び(㍓)」に、「(㍔)から(㍕)まで、(㍖)から(㍗)まで、(㍘)から(㍙)まで、(㍚)及び(㍛)から(㍜)まで」を「(㍔)から(㍖)まで、(㍗)及び(㍘)」に改める。

別表第2の1中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改め、同3の(1)の㍑中「、長野県南信会計センター飯田分室にあつては長野県南信消費生活センター」を削り、「別表第8の13」を「別表第9の14」に改め、同4の(8)の㍑を削り、同㍑を同㍑とし、同㍑から㍑までを同㍑から㍑までとし、同(11)の㍑中「別表第8の2の(3)」を「別表第9の2の(3)」に改め、同(16)に次の事項を加える。

へ 長野県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱（令和7年3月18日付け6園畜第1390号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

別表第2の4の(32)の㍑及び㍑を削り、同㍑を同㍑とし、同㍑から㍑までを同㍑から㍑までとし、同(35)の㍑の(㍑)中「別表第8の2の(8)の㍑の(㍑)」を「別表第9の2の(8)の㍑の(㍑)」に改め、同(39)を次のように改める。

(39) 林業構造改善事業等に関する事項

林業経営構造対策事業補助金交付要綱（平成14年9月6日付け14林振第384号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(42)の㍑の(㍑)の㍑中「別表第8の2の(8)の㍑の(㍑)」を「別表第9の2の(8)の㍑の(㍑)」に、同(㍑)の㍑中「38の(2)の㍑の(㍑)」を「37の(2)の㍑の(㍑)」に、「38の(2)の㍑の(㍑)」を「37の(2)の㍑の(㍑)」に改め、同㍑を削り、同㍑を同㍑とし、同㍑から㍑までを同㍑から㍑までとし、同㍑を同㍑とし、同(45)の㍑中「昭和34年長野県告示第633号」を「令和7年3月31日付け6信木第635号林務部長通知」に改め、同㍑中「昭和60年長野県告示第175号」を「令和7年3月31日付け6信木第653号林務部長通知」に改め、同(62)中「職員課長」を「職員総務課長」に改め、同6の(22)の㍑中「及び利用者支援事業」を「、乳児等通園支援事業及び利用者支援事業」に改め、同7の(1)の㍑の(㍑)中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同8の(2)及び(3)中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同11の(2)の㍑及び㍑中「及び受講料」を「、入学料、受講料及び寄宿料」に改め、同12の(2)の㍑及び㍑中「授業料」の次に「、入校料及び寄宿料」を加え、同13の(33)の㍑中「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改め、同(43)を同(44)とし、同(38)から(42)までを同(39)から(43)までとし、同(37)の次に次の事項を加える。

(38) 農林水産物及び食品の輸出に関する事項

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の規定に基づく次の事項（生産、製造、加工又は流通を所管する大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品に係るものに限る。）

ア 第15条第2項の規定による輸出証明書の発行

イ 第17条第2項の規定による適合施設の認定

ウ 第17条第4項の規定による適合施設の確認

エ 第17条第5項の規定による改善の要求及び認定の取消し

オ 第53条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入調査及び質問

カ 第53条第5項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し

別表第2の14及び同15中「及び(37)から(43)」を「、(37)及び(39)から(44)」に改め、同18の(1)中「第8条第1項」の次に「及び第2項」を、「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同(2)中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改め、同(3)中「授業料」の次に「、入学料及び受講料」を、同19及び同20の(1)中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同21に次の事項を加える。

(4) 農林水産物及び食品の輸出に関する事項

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく次の事項（生産、製造、加工又は流通を所管する大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品に係るものに限る。）

ア 第15条第2項の規定による輸出証明書の発行

イ 第17条第2項の規定による適合施設の認定

ウ 第17条第4項の規定による適合施設の確認

エ 第17条第5項の規定による改善の要求及び認定の取消し

オ 第53条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入調査及び質問

カ 第53条第5項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し

別表第2の29の(1)のイ及びウ中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同30を削り、同31の(1)中「並びに長野県病害虫防除所の予算執行等」を削り、同(2)中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同31に次の事項を加える。

(3) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に基づく次の事項

ア 第31条第1項の規定による病害虫発生予察事業に係る病害虫発生予察ほ及び病害虫防除適期決定ほの設置の決定

イ 第33条第1項の規定による病害虫防除員の任免

別表第2の31を同30とし、同32の(2)中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同32を同31とし、同33の(2)中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同33を同32とし、同34の(2)中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同34を同33とし、同35に次の事項を加える。

(4) 獣医事に関する事項

ア 獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定に基づく次の事項

(ア) 第21条第3項の規定による診療簿及び検案簿の検査

(イ) 第22条の規定による届出の受理

イ 獣医療法（平成4年法律第46号）の規定に基づく次の事項

(ア) 第3条及び第7条の規定による診療施設の開設等の届出の受理

(イ) 第8条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の35を同34とし、同36の(2)及び(3)中「授業料」の次に「及び入学科」を加え、同36を同35とし、同37を同36とし、同38の(1)のケ中「ト」を「テ」に改め、同トを削り、同ナ中「ト」を「テ」に改め、同ナを同トとし、同(7)のウの(ア)及び(イ)中「発電施設の建設に係るもの」の次に「のうち砂防設備に支障を及ぼすおそれのある行為に係るもの」を加え、同(11)を次のように改める。

(11) 盛土等の規制に関する事項

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく次の事項（2以上の建設事務所の管轄区域にわたるものを除く。）

(ア) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可等に関する事項

a 第12条第1項の規定による許可

b 第12条第3項の規定による条件の付加（第16条第3項において準用する場合を含む。）

c 第12条第4項の規定による公表及び通知（第16条第3項において準用する場合を含む。）

d 第14条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知（第16条第3項において準用する場合を含む。）

e 第15条第1項の規定による協議（第16条第3項において準用する場合を含む。）

f 第16条第1項の規定による許可

g 第16条第2項の規定による届出の受理

(イ) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の完了検査等に関する事項

a 第17条第1項の規定による申請の受理及び完了検査

b 第17条第2項の規定による検査済証の交付

c 第17条第4項の規定による申請の受理及び確認

d 第17条第5項の規定による確認済証の交付

(ウ) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の中間検査に関する事項

a 第18条第1項の規定による申請の受理及び中間検査

b 第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付

(エ) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の定期の報告に関する事項

第19条第1項の規定による報告の受理

(オ) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事に関する監督処分に関する事項

a 第20条第1項の規定による許可の取消し

b 第20条第2項の規定による措置の命令

c 第20条第3項の規定による措置の命令

d 第20条第4項の規定による停止の命令

e 第20条第5項の規定による代執行及び公告（第23条第3項において準用する場合を含む。）

(カ) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の届出に関する事項

a 第21条第1項の規定による届出の受理

b 第21条第2項の規定による公表及び通知

c 第21条第3項の規定による届出の受理

d 第21条第4項の規定による届出の受理

(キ) 宅地造成等工事規制区域内における土地の保全等に関する事項

第22条第2項の規定による勧告

(ク) 宅地造成等工事規制区域内における改善命令に関する事項

a 第23条第1項の規定による改善命令

b 第23条第2項の規定による改善命令

- (ケ) 宅地造成等工事規制区域内における立入検査に関する事項
第24条第1項の規定による立入検査
 - (コ) 宅地造成等工事規制区域内における報告の徴取に関する事項
第25条の規定による報告の徴取
 - (サ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等に関する事項
 - a 第27条第1項の規定による届出の受理
 - b 第27条第2項の規定による公表及び通知（第28条第3項において準用する場合を含む。）
 - c 第27条第3項の規定による勧告（第28条第3項において準用する場合を含む。）
 - d 第27条第4項の規定による措置の命令（第28条第3項において準用する場合を含む。）
 - e 第28条第1項の規定による届出の受理
 - (シ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等に関する事項
 - a 第30条第1項の規定による許可
 - b 第30条第3項の規定による条件の付加（第35条第3項において準用する場合を含む。）
 - c 第30条第4項の規定による公表及び通知（第35条第3項において準用する場合を含む。）
 - d 第33条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知（第35条第3項において準用する場合を含む。）
 - e 第34条第1項の規定による協議（第35条第3項において準用する場合を含む。）
 - f 第35条第1項の規定による許可
 - g 第35条第2項の規定による届出の受理
 - (ス) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査等に関する事項
 - a 第36条第1項の規定による申請の受理及び完了検査
 - b 第36条第2項の規定による検査済証の交付
 - c 第36条第4項の規定による申請の受理及び確認
 - d 第36条第5項の規定による確認済証の交付
 - (セ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中間検査に関する事項
 - a 第37条第1項の規定による申請の受理及び中間検査
 - b 第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付
 - (ソ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告に関する事項
第38条第1項の規定による報告の受理
 - (タ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する監督処分に関する事項
 - a 第39条第1項の規定による許可の取消し
 - b 第39条第2項の規定による措置の命令
 - c 第39条第3項の規定による措置の命令
 - d 第39条第4項の規定による停止の命令
 - e 第39条第5項の代執行及び公告（第42条第3項において準用する場合を含む。）
 - (チ) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出に関する事項
 - a 第40条第1項の規定による届出の受理
 - b 第40条第2項の規定による公表及び通知
 - c 第40条第3項の規定による届出の受理
 - d 第40条第4項の規定による届出の受理
 - (ツ) 特定盛土等規制区域内における土地の保全等に関する事項
第41条第2項の規定による勧告
 - (テ) 特定盛土等規制区域内における改善命令に関する事項
 - a 第42条第1項の規定による改善命令
 - b 第42条第2項の規定による改善命令
 - (ト) 特定盛土等規制区域内における立入検査に関する事項
第43条第1項の規定による立入検査
 - (ナ) 特定盛土等規制区域内における報告の徴取に関する事項
第44条の規定による報告の徴取
- イ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）の規定に基づく次の事項（2以上の建設事務所の管轄区域にわたるものを除く。）
- (ア) 第8条の規定による許可
 - (イ) 第11条第1項の規定による申請書の受理
 - (ウ) 第11条第2項の規定による申請書の受理
 - (エ) 第12条の規定による市町村長への通知及び市町村長の意見の聴取

- (オ) 第14条第1項の規定による条件の付加（第19条第3項において準用する場合を含む。）
- (カ) 第17条第2項の規定による報告の受理
- (キ) 第18条第1項の規定による届出の受理
- (ク) 第18条第2項の規定による確認及び通知
- (ケ) 第19条第1項の規定による許可
- (コ) 第19条第2項の規定による申請書の受理
- (サ) 第19条第4項の規定による届出の受理
- (シ) 第20条第1項の規定による許可
- (ス) 第20条第2項の規定による申請書の受理
- (セ) 第21条第1項の規定による届出の受理
- (ソ) 第22条第1項の規定による措置又は停止の命令
- (タ) 第22条第2項の規定による措置の命令
- (チ) 第22条第3項の規定による措置の命令
- (ツ) 第22条第4項の規定による措置又は停止の命令
- (テ) 第23条第1項の規定による許可の取消し
- (ト) 第23条第2項の規定による停止の命令
- (ナ) 第25条第2項の規定による報告の受理
- (ニ) 第26条第1項の規定による勧告
- (ヌ) 第26条第2項の規定による措置の命令
- (ネ) 第27条第1項の規定による指定
- (ノ) 第27条第2項の規定による公示（第29条第2項において準用する場合を含む。）
- (ハ) 第27条第4項の規定による市町村長の意見の聴取
- (ヒ) 第27条第5項の規定による立入、測量又は調査
- (フ) 第27条第6項の規定による立入及び措置
- (ヘ) 第28条ただし書の規定による承認
- (ホ) 第29条第1項の規定による指定の解除
- (マ) 第30条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求
- (ミ) 第30条第2項の規定による立入検査、収去及び質問
- (ム) 第31条第1項の規定による公表
- (メ) 第31条第2項の規定による公表
- (モ) 第31条第3項の規定による通知及び意見の陳述の機会の付与
- (ヤ) 第32条第1項の規定による警察本部長の意見の聴取
- (ユ) 第32条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取
- (ヨ) 第32条第3項の規定による照会又は協力の要請
- (七) 第33条第4項ただし書の規定による承認

別表第2の38の(25)のアの(ニ)中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同(ハ)中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同(イ)中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同シ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「(ク) から (コ) まで、(シ) から (タ) まで、(ツ) から (ナ) まで、(ネ) 及び (ヒ) から (ホ) まで」を「(ケ) から (シ) まで、(リ) 及び (ツ)」に改め、同シの(イ)中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同(ウ)中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改め、同(エ)中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同(オ)中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同(カ)中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同(キ)中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同(ク)から(コ)までを削り、同(サ)中「第17条第1項」を「第15条第1項」に改め、同(サ)を同(ク)とし、同(シ)から(チ)までを削り、同(ツ)中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同(ツ)を同(ケ)とし、同(テ)中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同(テ)を同(コ)とし、同(ト)中「第35条第2項(第36条第2項)」を「第30条第2項(第31条第2項)」に改め、同(ト)を同(サ)とし、同(ナ)中「第35条第3項(第36条第2項)」を「第30条第3項(第31条第2項)」に改め、同(ナ)を同(シ)とし、同(ニ)中「第35条第7項(第36条第2項)」を「第30条第7項(第31条第2項)」に改め、同(ニ)を同(ス)とし、同(ヌ)中「第35条第7項(第36条第2項)」を「第30条第7項(第31条第2項)」に改め、同(ヌ)を同(セ)とし、同(ネ)中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同(ネ)を同(リ)とし、同(ノ)中「第37条」を「第32条」に改め、同(ノ)を同(タ)とし、同(ハ)中「第38条」を「第33条」に改め、同(ハ)を同(チ)とし、同(ヒ)中「第39条」を「第34条」に改め、同(ヒ)を同(ツ)とし、同(フ)から(マ)までを削り、同ス中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第11条」を「第13条」に改め、同38を同37とし、同39の(1)中「38の(1)」を「37の(1)」に改め、同39を同38とし、同40を同39とし、同41中「38の(7)」を「37の(7)」に改め、同41を同40とし、同42から45までを同41から44までとし、同46の(4)中「47の(4)」を「46の(4)」に改め、同46を同45とし、同47から51までを同46から50までとする。

別表第3の1中「地方自治法」の次に「第231条の2の5第1項の規定により納付する歳入等の調定に係るもの及び同法」を加え、

同3中「キの(シ)、クの(ア)」を「カの(シ)、キの(ア)」に、「ケの(サ)及び」を「クの(サ)及び」に、「サの(ウ)」を「コの(ウ)」に、「シの(テ)」を「サの(テ)」に、「スの(オ)並びにセ」を「シの(オ)並びにス」に改め、同8中「別表第2の35の(1)のソ」を「別表第2の34の(1)のソ」に改め、同9中「別表第2の38の(1)のト、同(2)のアの(イ)」を「別表第2の37の(2)のアの(イ)」に、「ケ、」を「ケ、同(1)のアの(オ)、(キ)から(コ)まで、(サ)のc及びd、(ウ)並びに(ツ)から(ナ)まで、」に、「シの(サ)、(チ)、(リ)及び(マ)」を「シの(ウ)及び(ク)」に改める。

別表第4中「副知事、会計管理者、部長、会計局長、交通政策局長、こども若者局長、営業局長及びリニア整備推進局長が専決する事項」を「副知事、会計管理者、部長、会計局長、交通政策局長、こども若者局長、営業局長、国スポ・全障スポ大会局長及びリニア整備推進局長が専決する事項」に改め、同4の1の(4)中「別表第5の3」を「別表第6」に改め、同3中「営業局長」の次に「、国スポ・全障スポ大会局長」を加え、同3の(1)中「別表第8の1」を「別表第9の1」に改め、同4中「営業局長」の次に「、国スポ・全障スポ大会局長」を加える。

別表第5の2中「職員課長」を「職員総務課長」に改め、同3を削る。
別表第10の7中「消費生活センター所長」を「長野県消費生活センター所長」に改め、「、長野県病虫害防除所長」を削り、同7の(1)中「、若年者就業サポートセンター及び長野県病虫害防除所」を「及び若年者就業サポートセンター」に改め、同表を別表第11とし、別表第9を別表第10とし、別表第8の2の(8)のアに次の事項を加える。

別表第5の2中「職員課長」を「職員総務課長」に改め、同3を削る。
別表第10の7中「消費生活センター所長」を「長野県消費生活センター所長」に改め、「、長野県病虫害防除所長」を削り、同7の(1)中「、若年者就業サポートセンター及び長野県病虫害防除所」を「及び若年者就業サポートセンター」に改め、同表を別表第11とし、別表第9を別表第10とし、別表第8の2の(8)のアに次の事項を加える。

(シ) 第51条第3項の規定による公表
別表第8の2の(9)のスを同セとし、同シの次に次の事項を加える。
ス 第46条第1項の規定による報告の徴収
別表第8の10の(2)中「関する事項」の次に「(当該免許等の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除く。)」を加え、同表を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の別表を加える。

(別表第6)(第6条関係)
職員総務課総務事務審査幹が専決する事項
1 職員の扶養親族の認定
2 職員の住居手当の決定
3 職員の通勤手当の決定
4 職員の単身赴任手当の決定
5 職員の寒冷地手当の決定
6 職員に係る児童手当法第7条の規定による認定

附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の38の(1)の改正規定及び別表第3の9の改正規定(「ケ、」を「ケ、同(1)のアの(オ)、(キ)から(コ)まで、(サ)のc及びd、(ウ)並びに(ツ)から(ナ)まで、」に改める部分に限る。)は、同年5月26日から施行する。
(事務処理規則の一部を改正する規則の一部改正)
2 事務処理規則の一部を改正する規則(令和6年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「「地方自治法」を「「同法」に改める。

人 事 課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第39号
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
次に掲げる規則の規定中「及び専門幹、中央制御所」を「、専門幹及び主任発電専門員、中央制御所」に改める。
(1) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)本則第6号
(2) 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)本則第5号

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和 7 年 3 月 31 日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

長野県公営企業管理規程第 4 号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、課」を「、課（北信発電管理事務所を除く。）」に改める。

別表第 2 の南信発電管理事務所の項中「及び」を「、越百のしずく発電所及び」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「豊丘ダム発電所」の次に「、森泉湯川発電所、金峰山川発電所」を加える。

別表第 3 を次のように改める。

（別表第 3）（第14条関係）

発電管理事務所の内部組織

所別	名 称	位 置	分 掌 事 務
南信 発 電 管 理 事 務 所	総務課		(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 他の課又は管理所の所掌に属さない事項
	管理課		(1) 電気施設、土木施設等の維持管理に関する事項 (2) 技術に関する事項 (3) 発電所の運転に関する事項
	建設課		発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項
	飯田発電建設事務所	飯田市	(1) 発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項
	松本発電建設事務所	松本市	(2) 電気施設、土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項 (4) 発電所の運転に関する事項
	高遠ダム管理所	伊那市	(1) 高遠ダムの操作に関する事項 (2) 高遠ダムの電気施設の維持保全に関する事項
北信 発 電 管 理 事 務 所	上田発電建設事務所	上田市	(1) 発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項 (2) 電気施設、土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項 (4) 発電所の運転に関する事項
	菅平ダム管理所	上田市	(1) 菅平ダムの操作に関する事項 (2) 菅平ダムの電気施設の維持保全に関する事項

別表第12の現地機関の項中

安全衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
---------	----------------------

を

「

安全衛生推進者	労働安全衛生法第12条の2に規定する職務
化学物質管理者	職員安全衛生管理規程第7条の2に規定する職務
保護具着用管理責任者	職員安全衛生管理規程第7条の3に規定する職務

に改め、同表の発電管理事務所の項中

管理所长	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
------	------------------

を

管理所长	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
主任発電専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な発電に関する専門的事務
発電専門員	発電に関する専門的事務

に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

経営推進課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6の2中「総務部総務事務課長」を「総務部職員総務課総務事務審査幹」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育政策課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「観光参事」を

「観光スポーツ参事
国スポ・全障スポ大会局長」に、「佐久保健福祉事務所长」を

「諏訪保健福祉事務所长」に、「水産試験場長
林業総合センター所长」を

「水産試験場長」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「営業局长」を「営業局长 国スポ・全障スポ大会局長」に、「共創推進担当の参事」を「広報担当の参事 国際担当の参事」に、「学び支援担当の参事 地域医療担当の参事 スポーツ担当の参事」を「地域医療担当の参事 人材確保・育成担当の参事」に、「会計局长 課長」を「会計局长 課長 政策連携担当課長」に、「多文化共生担当課長」を「多文化共

生担当課長 文化財・県史編さん担当課長 感染症対策担当課長」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「教育次長」を「教育次長 義務教育改革担当の参事 高校改革担当の参事」に、「学校教育課長 学校教育課」を「学びの共創課長 学びの共創課」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中 「観光参事」を

「観光スポーツ参事
国スポ・全障スポ大会局長」に、「佐久保健福祉事務所長」を

「諏訪保健福祉事務所長」に、「水産試験場長
林業総合センター所長」を

「水産試験場長」に、「佐久保健福祉事務所長以外」を「諏訪保健福祉事務所長以外」に、

「林業大学校長」を「林業大学校長
林業総合センター所長」に、

「総合調整幹」を「総合調整幹
総務事務審査幹」に、

「保健・疾病対策課」を「疾病・感染症対策課」に、「廃棄物監視幹
農協検査幹」を

「農協検査幹」に、「松本保健福祉事務所の総務課長以外の課長
長野保健福祉事務所の健康づくり支援課長及び検査課長」を

「松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所の健康づくり支援課長及び検査課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事務局